

「令和6年度宿泊業人材育成確保事業委託業務」に係る質問書に対する回答

No.	質問	回答
1	実習生の雇用について、賃金は受入事業者が支払うものと考えますが、本事業における最低賃金や上限額はあるか。	受入事業者は実習生に対し、最低賃金額以上の給料を支払うものとします。上限額の指定はありません。
2	実習生の交通費や宿泊代は受入事業者が全額負担するか、それともその受入事業者が定めている支給方法や金額で差し支えないか。	実習生の交通費や宿泊代は、各受入事業者が定める支給方法や金額で構いません。
3	実習生の人数、受入事業者の数等の目標値があるか。	実習生及び受入事業者の数について目標値は定めませんが、より多くの人材確保につながる効果的なご提案をお願いいたします。
4	仕様書記載の条件を満たした上で、各受入事業者の受入れ人数に制限はあるか。	各受入事業者の受入れ人数に制限は設けませんが、受入事業者の実状に応じた現実的な人数としてください。
5	受入事業者において人材確保に特に力を入れたいエリアはあるか。	人材確保を必要とする旅館やホテル等の宿泊施設を受入事業者とするため、県内全域を対象とし、特段のエリア指定・優先は行いません。
6	事前学習は必要な事前学習内容を満たすものであれば、対面・WEBどちらでの差し支えないか。	必要な事前学習内容を満たすものであれば、対面・WEBのどちらでも問題ありません。
7	実習生は日本国籍・日本在住や外国籍・日本在住など実習対象者の指定はあるか。	実習生は居住地を問わず県内宿泊施設での就業を希望する者とすることから、この条件に該当すれば特に指定はありません。
8	受入事業者は宮城県内宿泊事業者を想定しているが、県外資本の県内宿泊施設でも問題ないか。	県外資本の県内宿泊施設についても、受入事業者の対象とします。
9	宿泊業の人材確保が目的であるが、雇用形態に制限はあるか。	正規雇用を目標としますが、非正規雇用や短期雇用についても人材確保の観点から必要な雇用形態であることから、雇用形態に制限はありません。
10	就業意欲があり、受入事業者とマッチングすれば、年齢、国籍等は問わないという解釈でよいか。	必要とする雇用形態等は宿泊施設によって異なるため、募集要領に記載する条件を満たす実習生であれば、年齢や国籍等は問いません。